

海上事故災害対策計画

ま え が き

船舶からの大規模な油・危険物流出による著しい海洋汚染・船舶の衝突、乗揚げ、転覆、火災、爆発、浸水、機関故障等の海難の発生による多数の遭難者、行方不明者、死傷者等の発生といった船舶災害など海上及び港内における海上事故災害に対して、本市及び各防災関係機関がとるべき対策について必要な事項を定める。

本市の海域の沿革と状況

日立港建設工事は、全国でもまれにみる難工事であり、さらに大規模かつ急施を要したが、着工後わずか2年数ヶ月の昭和34年10月待望の第一船が入港した。

その後、港勢はますます発展し、昭和42年6月開港の指定を受けて以来、内外航船とも逐次増加し、平成12年には、入港船舶2,322隻、取扱貨物564万2千トンと北関東の門戸として活況を呈している。

本港の後背地は、茂宮川左岸から釜坂を経て、水木海岸に至る高さ30mの断崖上に日立市久慈町の住宅が密集している。

海岸線は、久慈川河口以南は鹿島灘北端の大洗港に及ぶ砂丘地帯であり本港以北は、日立市河原子、川尻各港に続く岩礁地帯である。

久慈川河口及び釜坂沖は、第三紀層土丹（泥沼）であり、茂宮川左岸船戸山の一部及び釜坂沖泊地を囲む岩礁はすべて第三紀洪積層、釜坂一帯の段崖は第三紀層土丹（泥沼）で、上層は洪積層（関東ローム、砂礫）であり、断崖下の海岸は砂層である。

このように、近年、タンカー等危険物積載船舶の大型化、海上交通の航そう化等により、海上事故災害発生の危険性が増大してきており、また、海上事故災害が発生した場合には、海洋汚染等により周辺住民にも重大な被害を及ぼすおそれが大きくなっている。

本市は、防災体制の強化を図るほか、内又は沿岸部における海上事故災害の発生に備え、情報の収集・連絡、応援要請、防災資機材の調達等の緊急措置がとれるよう防災対策を推進する。

第1章 災害予防計画

第1節 災害応急対策の整備

担 当	責任者	総務部長、産業経済部長、市民生活環境部長、消防長
	課	防災対策課、商工振興課、環境推進課、農林水産課、警防課
	関係機関	茨城海上保安部、日立警察署、茨城港湾事務所日立港区事業所、各漁協

第1 情報の収集・伝達体制の整備

緊急時の通報連絡体制を確立するとともに、災害現場や関係機関等で情報収集・連絡にあたる要員をあらかじめ定めるなどして緊急時の体制を整備する。

その際、夜間、休日の場合等においても対応できる体制の整備を図る。

緊急時の通報連絡体制を確立するとともに、発災現場等において情報の収集・連絡にあたる要員をあらかじめ指定しておくなど、体制の整備を推進する。

また、企業、報道機関、住民等の情報など、多様な災害関連情報等の収集体制の整備に努める。

第2 災害応急体制の整備

(1) 市職員の活動体制の整備

非常参集体制の整備を図るとともに、災害活動マニュアルを作成して職員に災害時の活動内容等を周知する。

(2) 防災関係機関相互の連携体制

ア 協定の締結

災害発生時には、防災関係機関相互の連携体制が重要であることから、それぞれの機関は、応急活動及び復旧活動に関し、相互応援の協定を締結する等平常時より連携を強化しておく。なお、既に以下の協定を締結しており、今後は、より具体的、実践的なものとするよう連携体制の強化を図っていく。また、災害の規模や被災地のニーズに応じて円滑に他の地方公共団体及び防災関係機関から応援を受けることができるよう、応援計画や受援計画を作成するよう努めるものとし、応援先・受援先の指定、応援・受援に関する連絡・要請の手順、災害対策本部との役割分担・連絡調整体制、応援機関の活動拠点、応援要員の集合・配置体制や連絡調整体制、応援機関の活動拠点、応援要員の集合・配置体制や資機材等の集積・輸送体制について必要な準備を整えるものとする。

※ 「災害時等の相互応援に関する協定」（県下全市町村）（資料編 資料 2-1）

※ 「災害時における相互応援協定」（桐生市）（資料編 資料 2-5）

※ 「災害時における相互応援協定」（山辺町）（資料編 資料 2-6）

※ 「災害時における相互応援協定」（北茨城市、高萩市）（資料編 資料 2-7）

イ 民間事業者の活用等

平常時から国、地方公共団体等関係機関間や、企業等との間で協定を締結するなど、連携強化を進めることにより、災害発生時に各主体が迅速かつ効果的な災害応急対策等が行えるように努めるものとする。

第1章 災害予防計画

第1節 災害応急対策の整備

民間事業者に委託可能な災害対策に係る業務（被災情報の整理、支援物資の管理・輸送等）については、あらかじめ、民間事業者との間で協定を締結しておくなど、民間事業者のノウハウや能力等を活用するものとする。

ウ 備蓄体制

燃料、発電機、建設機械等の応急・復旧活動時に有用な資機材、地域内の備蓄量、供給事業者の保有量を把握した上で、不足が懸念される場合には、関係機関や民間事業者との連携に努めるものとする。

エ 人材の活用

(ア) 応急対策全般への対応力を高めるため、人材の育成を図るとともに、緊急時に外部の専門家等の意見・支援を活用できるような仕組みを平常時から構築することに努めるものとする。

(イ) 発災後の円滑な応急対応、復旧・復興のため、退職者（自衛隊等の国の機関の退職者も含む。）の活用や、民間の人材の任期付き雇用等の人材確保方策をあらかじめ整えておくように努めてものとする。

オ 県への応援要請

県への応援要請が迅速に行えるよう、あらかじめ県と要請の手順、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な準備を整えておくものとする。

(3) 茨城県沿岸流出油災害対策協議会への参加

茨城海上保安部、県、関係団体、事業者等からなる「茨城県沿岸流出油災害対策協議会」や「日立港安全対策協議会」へ参加し、関係機関及び関係団体等の相互の連絡調整を図るとともに、応急体制の整備を推進する。

第3 搜索、救出、救助、医療及び消火活動の整備

災害時に迅速に応急対策活動が行えるよう、それぞれの防災関係機関の実情に応じ、救急・救助用資機材、消火用資機材、船舶等の整備に努める。

また、地域の実情に応じて、広域後方医療施設への傷病者の搬送に当たり広域搬送拠点として使用することが適当な民間空港、自衛隊の基地、大規模な空き地等をあらかじめ抽出しておくなど、災害発生時における救急医療体制の整備に努めるものとする。

なお、これらの広域搬送拠点には、広域後方医療関係機関と協力しつつ、広域後方医療施設への傷病者の搬送に必要なトリアージ（緊急度判定に基づく治療順位の決定）や救急措置等を行うための場所・設備を、あらかじめ整備しておくものとする。

第4 危険物等の大量流出時における防除活動の整備

(1) 流出油防除体制の確立

関係機関及び関係団体の保有するオイルフェンス、油処理剤、油吸着剤等の流出油防除資機材、化学消火剤、作業船舶等を把握確認するとともに、緊急時における防災関係機関の協力体制の確立に努める。

第1章 災害予防計画

第1節 災害応急対策の整備

(2) 流出防除資機材の整備

オイルフェンス、油吸着剤、油処理剤等の流出油防除資機材、化学消火剤等消火機材及び避難誘導に必要な資機材の整備に努める。

(3) 回収油の一時保管等の検討

沿岸へ漂着した油を回収する際に備えて、回収方法、回収資機材の調達方法、回収油の一時保管方法等をあらかじめ定めておく。

第5 防災関係機関との防災訓練の実施等

大規模海難危険物大量流出等の海上事故災害及び被害の想定を明らかにし、実践的で、相互に連携した訓練を定期的・継続的に実施し、専門的知識・技能を有する職員の育成に努めるとともに、油防除能力の向上を図る。

また、災害対応業務に習熟するための訓練に加え、課題を発見するための訓練の実施にも努めるものとする。

訓練後には評価を行い、課題等を明らかにし、必要に応じ体制等の改善を行うとともに、次回の訓練に反映させるよう努めるものとする。

さらに、職員の安全確保を図りつつ、効率的な救助・緊急活動を行うため、相互の連携体制の強化を図るとともに、職員の教育訓練を行い、救助・救急機能の強化を図るものとする。

第6 災害復旧への整備

円滑な災害復旧を図るため、あらかじめ重要な所管施設の構造等の資料を整備しておくとともに、資料の被災を回避するため、複製を別途保存するよう努める。

第2章 災害応急対策計画

国、公共機関、市は、災害事態についての認識を一致させ、迅速な意思決定を行うために、関係機関相互で連絡する手段や体制を確保し、緊密に連絡をとること、関係機関で連絡調整のための職員を相互に派遣すること、災害対策本部長の求めに応じて情報の提供、意見の表明を行うことなどにより、情報共有を図るよう努めるものとする。

第1節 情報の収集・連絡

担 当	責 任 者	総務部長
		産業経済部長、消防長、市長公室長
	班	総務班、広報班、産業経済部庶務班、農林水産班、消防部庶務班、警防班、消防部情報班、警備班
	関 係 機 関	茨城海上保安部、県（防災・危機管理課、茨城県港湾事務所日立港区事業所）、NHK 水戸放送局、茨城放送、各漁協

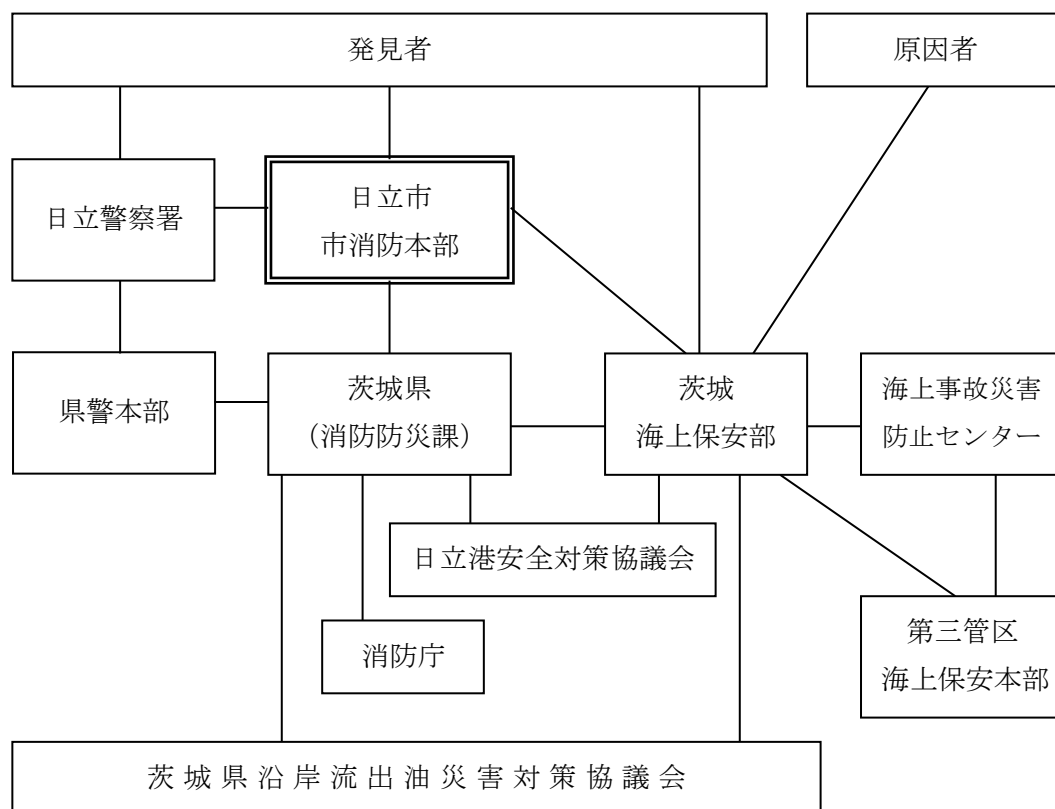
第1 災害情報の収集・連絡

海上事故災害が発生したことを覚知したときは、海上事故災害情報伝達系統に基づき、速やかに関連機関に通知するとともに情報の収集を行い、その状況の把握に努め、調査収集した情報は災害対策本部で整理し、関連各機関に伝達する。特に海上事故災害発生時に収集する事項は次のとおり。

災 害 の 概 要	①災害の種類 ②発生日時・場所
船 舶 の 項 目 等	①船名 ②総トン数 ③船種 ④船籍 ⑤船舶電話 ⑥仕出港 ⑦仕向港 ⑧船長 ⑨所有者 ⑩運航者 ⑪代理店 ⑫積載貨物品名
被 害 の 状 況	①人的被害 ②火災の発生状況
気 象 の 状 況	①気象情報 ②海象情報
排出物質の状況	①排出物質（品名、性状、数量等） ②排出の状況 ③拡散の状況 ④沿岸の状況
今 後 の 対 応 等	①対応状況

第2 災害情報の収集・連絡系統

災害情報の収集・連絡系統は、次のとおりとする。



第3 被害状況の収集・把握

市内に被害が発生した場合又は発生するおそれがある場合は、直ちに、被害の状況及び応急対策の実施状況に関する情報を収集し、防災対策課（総務班）に報告するものとする。

第4 災害情報の通報

海上事故災害が発生するおそれのある異常な現象を発見した者は、直ちに、その旨を市、消防本部、警察官（日立警察署）又は海上保安官（茨城海上保安部）に通報しなければならない。

また、何人も、この通報が最も迅速に到達するよう協力しなければならない。

この通報を受けた警察官（日立警察署）又は海上保安官（茨城海上保安部）は、その旨を速やかに市へ通知し、また市は水戸地方气象台、茨城県、その他関係機関に通報しなければならない。

第5 市民等への情報提供

防災関係機関相互の連絡を密にし、海上事故災害の状況、安否、各機関が講じる施策等の情報について、適切に提供する。

また、情報の伝達にあたっては、放送事業者、通信社、新聞社等の報道機関の協力を得るものとする。

この際、テレビ放送については字幕をつけるよう併せて依頼する。

第2節 応急活動体制

担当	責任者	総務部長
		各部長
	班	総務班、人事班、各部各班
	関係機関	各項目に記載

第1 海上事故災害時の配備体制について

(1) 各部の配備・動員計画

ア 各部長は、所管の部の職員動員計画を作成し、平常時から職員に周知徹底を図るよう努めなければならない。

また、人事異動等により計画の内容に変更が生じた場合には、その都度速やか修正するとともに、関係職員に対しその旨の周知を図る。

イ 各部の配備・動員計画は、配備の種別ごとに、次の内容により作成する。

①勤務時間外動員職員名簿（各部で使用のもの）
②動員配備別区分参集数
③職員動員伝達系統表（各部で使用のもの）

ウ 各班長は、作成若しくは修正した計画を、随時防災対策課長に報告する。

なお、防災対策課長は、各部から報告された配備・動員計画の写しを適切に管理し、非常時の動員連絡に万全を期する。

海上事故災害時の配備体制について

災害対策本部設置前の配備体制

種別	配備該当事由	配備体制
災害情報連絡会議 第1事前・第2事前配備体制	1 次の基準により、総務部長が必要と認めたとき。 (1) 海上事故により、多数の遭難者が発生するおそれのある場合、流出油により災害情報連絡会議体制をとる必要が生じた場合 2 その他の状況により総務部長が必要と認めたとき。	1 災害情報連絡会議員、総務部、都市建設部、消防本部、各部連絡員の職員を配置し、情報連絡活動が円滑に行え得る体制とする。 なお、勤務時間外においては、状況により当直体制をとる。 2 事態の推移に伴い速やかに高次の体制に移行しうる体制とする。
災害警戒体制 本部 第1次動員体制	1 次の基準により総務部を所管する副市長が必要と認めたとき。 (1) 海上事故により、多数の遭難者が発生するおそれのある場合、流出油により厳	1 各部課がそれぞれ分掌する事務分掌に応じて、必要と認めた人数又は職員の3分の1を参集し、海上事故災害の拡大を防止するための体制とする。 2 情報収集、広報活動等が円滑に実施できる体制とする。

第 2 章 災害応急対策計画

第 2 節 応急活動体制

	重な警戒体制をとる必要が生じた場合 2 その他の状況により総務部を所管する副市長が必要と認めた場合	3 事態の推移に伴い、速やかに第 2 次動員体制に移行しうる体制とする。 4 配備体制を強化し、災害対策本部の設置に備える体制とする。
--	---	---

災害対策本部設置後の職員の配備体制

種別	配備該当事由	配備体制
第 2 次動員体制	海上事故により、多数の遭難者が発生したとき、流出油が沿岸に漂着するおそれがあるなど相当な被害が予想される場合又はその他の状況により本部長が必要と認めた場合	1 各部課がそれぞれ分掌する事務分掌に応じ、必要と認めた人数又は職員の 2 分の 1 を参集し、海上事故災害の拡大を防止するための体制とする。 2 情報収集、広報活動等が円滑に実施できる体制とする。 3 事態の推移に伴い、速やかに第 3 次動員体制に切り替えができる体制とする。
第 3 次動員体制	海上事故により、多数の遭難者が発生したとき、流出油が沿岸に漂着し被害が発生し、第 2 次動員体制では対処できない場合又はその他の状況により本部長が必要と認めたとき。	1 各部課が有する組織、機能の全てをもって対処する体制とする。

第3節 捜索、救出・救助及び消火活動

担 当	責任者	産業経済部長、消防長、保健福祉部長、総務部長
	班	産業経済部庶務班、農林水産班、警防班、警備班、保健福祉部庶務班、総務班
	関係機関	茨城海上保安部、県（防災・危機管理課、茨城港湾事務所日立港区事業所）、日立警察署、茨城県水難救済会（久慈・川尻）支部

第1 海上、海岸部及び港湾内部での災害

(1) 捜索及び救出・救助

市は、洋上、海岸部及び港湾内部において災害が発生し、捜索及び被害者の救助等の必要がある場合は、直ちに、茨城海上保安部へ巡視船及び航空機等を災害現場への派遣を要請し、資機材等を使用して捜索や救出・救助活動を行うよう連絡する。

また、必要に応じて警察、消防機関、茨城県水難救済会（久慈・川尻）支部と連携を図りながら、救助等に協力する。

(2) 消火活動

市は、災害の状況により消防艇、消防ポンプ車等を出動し、茨城海上保安部と連携して消火活動を実施する。

第2 資機材の携行

救助・救急活動に必要な資機材は、当該活動を実施する機関が携行するものとする。

また、必要に応じ、他機関からの協力等により、救助活動等のための資機材を確保し、救助活動等を実施する。

第3 医療救護活動

本編事故災害対策計画第2章第5節第1「医療救護」に準じて実施する。

第4節 危険物等の流出に対する応急対策

担 当	責 任 者	総務部長 産業経済部長、市民生活環境部長、消防長、市長公室長
	課	総務班、産業経済部庶務班、農林水産班、観光班、市民生活環境部庶務班、環境保全班、警防班、消防部情報班、警備班、広報班
	関 係 機 関	茨城海上保安部、県（防災・危機管理課、茨城港湾事務所日立港区事業所）

第1 危険物等流出対策

(1) 連絡体制の確保

危険物等取扱事業所は、危険物等流出事故が発生した場合は、速やかにその状況を把握し、県、市、茨城海上保安部等に通報する。

また、防災関係機関、隣接事業所とそれぞれの業務等について、平常時から相互に密接な連携を図り、応急措置を迅速かつ的確に行う。

(2) 危険物等取扱事業所の自衛対策

危険物取扱事業所は、危険物が大量に流出した場合には、拡散を防止するためあらかじめ定められた防災マニュアルに基づき、作業停止、施設等の緊急停止、オイルフェンスの設置等の自衛措置を実施するとともに、化学処理材等により処理する。

(3) 市の対応

市は、危険物取扱事業所から危険物等流出の連絡を受けた場合は、速やかに被害状況を調査し、関係機関へ報告する。

また、広報車、防災行政無線等を使用して、災害の状況や避難等の必要性を、関係機関と連携して地域住民へ広報する。

第2 漂着油等の防除活動の実施

市は、海岸等への漂着油等に対処するため、必要な措置を講ずるとともに、茨城海上保安部及び県と協議のうえ、防除措置等義務者に協力して必要な措置を講じる。

また、漂着油等の防除活動で回収された油等廃棄物については、原因者側へ迅速かつ的確な処分を要請し、不適処分又は要請が受け入れられない場合には、県等関係機関と別途協議する。

なお、処分までの一時保管については、環境と安全を考慮した場所の選択と管理方法を適切に指導する。

第3 資機材の迅速な調達

市は、防除措置を実施するに当たっては、必要な資機材を県等から迅速に調達し、拡散を最小限に抑える措置を講じる。

第4 油回収作業従事者の健康確認

市は、回収作業の長期化に伴う精神的・身体的疲労等からの健康状態の悪化を防止するため、油回収に従事している者の健康状態を常に把握し、その状況を速やかに日立保健所へ報告する。

第5 自然環境保全への措置

市は、被害を受けた海鳥等海洋動物の保護に努めるとともに、状況に応じて国、県等と連携するなどして、海草、海洋プランクトン、魚介類等海洋生物、生態系への影響、海水及び底質等海洋汚染の実態などの風評被害対策を考慮し、必要な期間調査を実施してデータを収集する。

第5節 応援要請

担当	責任者	総務部長、消防長、市長公室長
	班	総務班、市長公室庶務班、警防班
	関係機関	茨城海上保安部、自衛隊

第1 自衛隊の災害派遣要請

自衛隊の災害派遣の必要性を災害の規模や被害情報から判断し、必要と認められた場合、風水害対策計画編第3章第14節「自衛隊の災害派遣要請計画」に準じて要請する。

第2 応援要請・受入体制

本市において、応急対策を実施する場合は、職員をもってこれに充てることを基本とするが、船舶災害、油流出災害等、特殊作業が発生する場合は、茨城海上保安部と緊密な連絡を取り、必要に応じて、茨城県沿岸流出油災害対策協議会に協力援助を要請する。

なお、沿岸漂着油の除去など状況に応じボランティア、市民へ協力を求める。

また、茨城港日立港区内及びそれに関連する沿岸施設等到大規模災害が発生した場合、消防相互応援協定に基づき、関係各都市の消防機関へ応援要請を行う。

また、大規模な災害の発生を覚知した時は、あらかじめ関係地方公共団体により締結された広域応援協定等に基づき、速やかに応援体制を整えるものとする。

災害応急対策を行うために必要な場合は、他の市町村に対し、応援を求めるものとする。

他の市町村から応援を求められた場合、災害応急対策のうち、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置については、正当な理由がない限り、応援を行うものとする。

災害応急対策の実施については、応援に従事する者は、被災市町村の指揮の下に行動するものとする。

本編事故災害対策計画第2章第8節「広域応援要請計画」に準じる。

第6節 避難・広報活動

担 当	責 任 者	総務部長、保健福祉部長、消防長、市長公室長
	班	総務班、広報班、収容班、警防班、警備班
	関 係 機 関	茨城海上保安部、県防災・危機管理課

第1 沿岸居住者への避難指示

船舶火災及び排出油火災の拡大、排出油の漂着及び気化等により、市民に生命の危険が及ぶと認められる場合又は災害の状況により必要と認めるときは、沿岸居住者等危険地域の住民に対して、避難指示を行う。

第2 船舶等からの避難者への対応

本部長は、茨城海上保安部からの要請に基づき、多数の人員を収容する客船などの火災時における船舶等からの避難者について、指定緊急避難場所を確保し、関連機関と協力して誘導を行う。

指定緊急避難場所では、乗客・乗員名簿による確認を行い、乗員の責任者又は海運代理店、外交公館に協力を求めて避難者の管理を行う。

第3 広報の実施

市は、茨城海上保安部と緊密な連絡のもと、次の事項について適切・迅速な災害広報を実施する。

(1) 広報事項

- ア 船舶・海洋施設の被災状況及び避難者の状況
- イ 避難指示等の避難情報・誘導の内容
- ウ 人命の救助状況
- エ 避難者の状況
- オ 海上交通規制等の状況
- カ 油の排出状況及び漂着状況
- キ 汚染水産物の状況
- ク 応急活動状況
- ケ 海洋施設（港湾施設・水路・航路標識）の復旧見通し等

(2) 広報手段

本編事故災害対策計画第2章第3節第3「市による広報活動の実施要領」に準じる。

第7節 被害状況調査

担 当	責 任 者	産業経済部長、市民生活環境部長、総務部長
	班	産業経済部庶務班、農林水産班、産業経済部庶務班、環境保全班、総務班
	関 係 機 関	茨城海上保安部、県（防災・危機管理課、茨城港湾事務所日立港区事業所）、日立警察署

第1 市民利用施設対策

海水浴場、海釣り場のほか、以下の海岸部の市民利用施設での被害状況を把握する。

- (1) 古房地公園
- (2) 小貝浜遊歩道
- (3) 東滑川海浜緑地

第2 水産物対策

油流出災害時の漂着油による海岸部の水産物被害、漁港等の被害による水産物被害の状況を漁業協同組合及び民間施設から情報収集を行う。

第3章 復旧・復興計画

第1節 災害復旧対策

担 当	責 任 者	総務部長
		市民生活環境部長、産業経済部長、消防長、都市建設部長、市長公室長
	課	防災対策課、環境推進課、清掃センター、観光振興課、商工振興課、 農林水産課、警防課、予防課、消防署所、都市整備課、広報戦略課
	関 係 機 関	茨城海上保安部、県（防災・危機管理課、茨城港湾事務所日立港区事業所）、 日立警察署

第1 回収油等の処分

市は、排出油の防除に関する協議会及び市が回収した油等の処分は、油流出事故の原因者の責任において実施することを原則とするが、原因者が特定されない場合等やむを得ない場合は、茨城海上保安部、排出油の防除に関する協議会等と協議のうえ、以下の活動を行う。

- (1) 情報収集による回収必要量の把握
- (2) 回収油の一時保管
- (3) 回収油の廃油処理施設、焼却施設の手配・確保
- (4) 回収油の輸送
- (5) 回収油の処分に関する（社）茨城県産業廃棄物協会等への協力要請

第2 市民利用施設復旧対策

市は、海水浴場、臨海部公園、海釣り場等海岸部の市民利用施設での漂着油、水質汚染等が確認された場合は以下の活動を行い、早急な復旧に努める。

- (1) 利用施設の閉鎖
- (2) 利用者に対する広報
- (3) 漂着油の回収
- (4) 水質浄化対策の実施

第3 水産物対策

市は、油流出災害時の漂着油による海岸部の水産物被害、漁港等の被害による水産物被害が確認された場合は以下の活動を実施し、早急な復旧に努める。

- (1) 汚染水産物の排除
- (2) 漁業協同組合及び民間事業者からの相談対応
- (3) 県への状況報告

第2節 流出油災害の補償対策

担 当	責 任 者	総務部長、産業経済部長、市民生活環境部長、消防長
	課	防災対策課、総務部総務課、農林水産課、観光振興課、商工振興課、環境都市推進課、消防本部総務課、予防課、警防課
	関係機関	茨城海上保安部、県（防災・危機管理課、茨城港湾事務所日立港区事業所）、漁協

第1 補償対策の円滑な実施

市は、茨城海上保安部と協議し、事後の補償請求事務を円滑に推進するため、県等関係機関の指導・助言を受け、原因者及びその代理人に速やかな対応を求める。

第2 保険請求資料の記録と保存

災害発生時からの保険請求の基礎となる資料の記録と保存に努める。

第3 流出防除費用の請求

流出油防除に要した費用は、原因者に請求する。

第4 被害補償請求

流出油の防除、清掃等に要した経費、漁業被害、旅館、観光業者等の被害について、被害等を受けたものがそれぞれ「油による汚染被害についての民事責任に関する国際条約」「油による汚染被害の補償のための国際基金の設立に関する国際条約」「油濁損害賠償保障法」等慣例法令に基づき、船舶所有者、PアンドI保険及び国際油濁補償基金に対し補償請求するに際して、県及び市町村はこれに助言を行う。